

菊水区域小・中学校校舎建設事業のお知らせ

菊水区域小・中学校校舎建設事業については、平成28年10月の住民投票で「菊水中央小学校及び菊水中学校の耐震改修による統合」案が過半数を占めたことを受け、事業を進めています。現在の状況についてお知らせします。

【小学校の改修及び統廃合】

菊水中央小学校の校舎は、8月末に耐震改修工事が完了しました。現在は、統合後に不足する教室に対応するための増築校舎建設、既存校舎の大規模改修及び老朽化したプールの改築のための設計業務に取り組んでいます。なお、統合小学校の開校時期は、平成31年4月を目指しておりましたが、各種手続きや熊本地震の影響から、平成32年4月開校となる見込みです。

【中学校の改修】

菊水中学校の校舎・屋内運動場は、現在、耐震改修工事を進めており、12月末に工事完了の見込みです。併せて、老朽化した校舎の大規模改修及びプールの改築のための設計業務に取り組んでいます。

耐震改修工事については、児童・生徒をはじめ皆様にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、小学校の統廃合時期の延期については、ご迷惑をおかけします。今後、具体的な設計ができあがりしだい、内容を説明してまいります。本事業については、今後もお知らせを行ってまいりますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



菊水中学校全景



菊水中央小学校全景

問い合わせ先 本庁 学校教育課 学校統合推進室 ☎0968・86・5730

道路上に張り出している樹木・竹林伐採のお願い

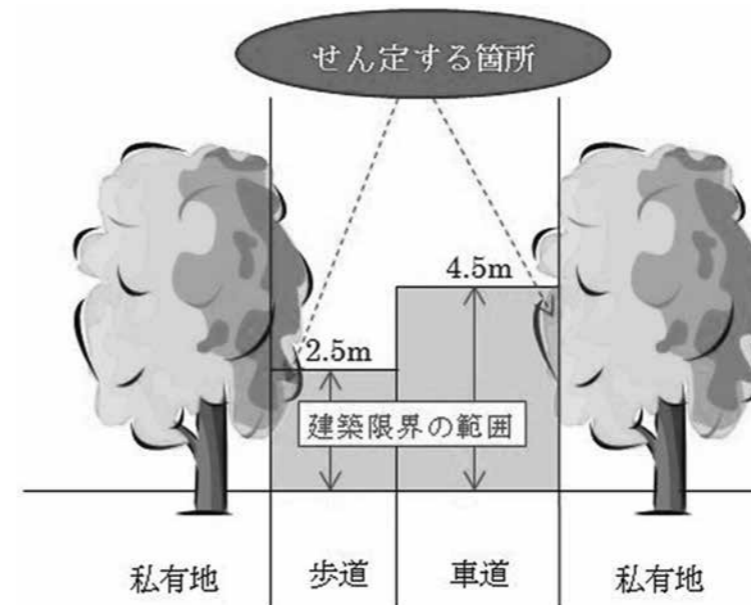
道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者や車などの通行の妨げになっていることがあります。歩行者や車などが通行する際の安全確保や、強風・大雨時の安全確保のため、樹木の管理に協力をお願いします。

緊急の場合は、道路管理者が通行の妨げになっている樹木の枝や竹などを予告なく伐採・撤去することがあります。

樹木の倒木などが原因で歩行者や車に損害が発生した場合、被害者から樹木所有者の管理責任を問われることがあります。

民法第717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任

1. 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
2. 前項の規定は、竹木の植栽又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
3. 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負うものがあるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。



建築限界にはみ出した樹木等の伐採に協力をお願いします。

●支障となる例

- 1 道路・歩道へ樹木・竹林等が張り出している。
- 2 枯れ木・折れ枝・倒木等により通行障害がある。(または、その恐れがある)
- 3 樹木・竹林等の繁殖による通行障害がある。(または、その恐れがある)
- 4 雑草が道路上に伸び通行障害がある。見通しが悪いなど。

建築限界とは

道路を通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域

問い合わせ先 本庁 建設課 建設係 ☎0968・86・5726